

諸外国におけるデータローカライゼーション措置に対する
米国ディスカバリの越境的適用をめぐる諸問題と
データの越境流通に関する「日本モデル」の方向性

片岡 弘

弁護士(麻布台片岡法律経済事務所)
情報セキュリティ大学院大学(博士後期課程)
(2024年11月10日情報法制学会第8回研究大会)

報告者の略歴(報告関連部分)

片岡弘(かたおか ひろし)

- 検事任官後、法務省国際課長等としてMLAT(刑事共助条約)の運用・締結交渉や国際的証拠収集等に従事
- 内閣参事官(司法制度改革推進本部)、最高検察庁デジタルフォレンジック推進班長(初代)などとして勤務
- 検事長を定年退官後、弁護士・公認不正検査士登録
- 法学修士(UCバークレー校)、情報学修士(情報セキュリティ大学院大学)

(現在)

弁護士(麻布台片岡法律経済事務所)・公認不正検査士
情報セキュリティ大学院大学(博士後期課程)

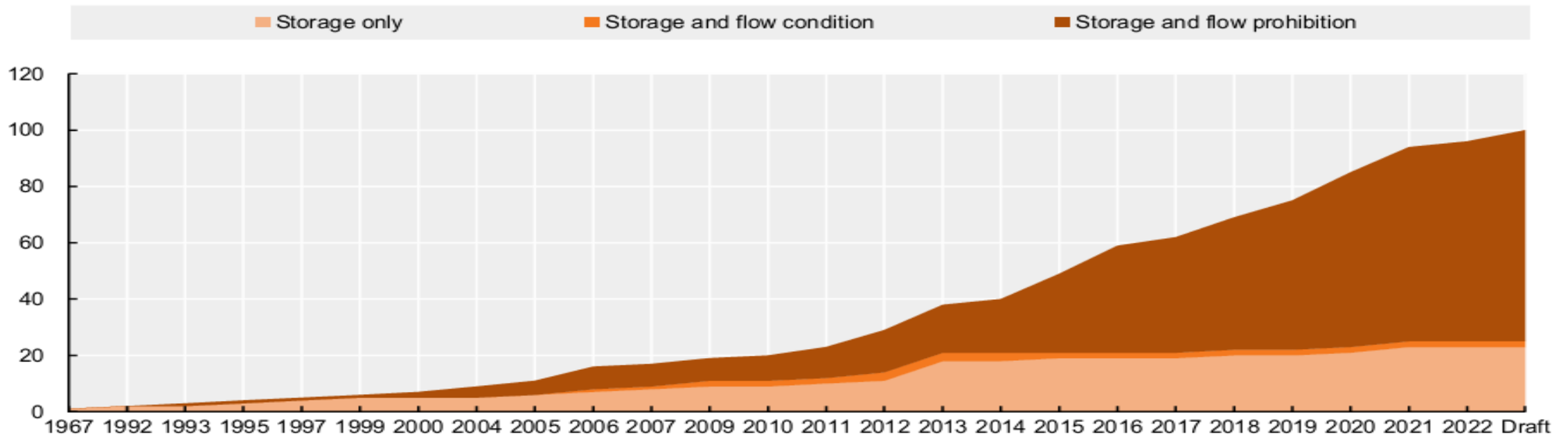


諸外国におけるデータローカライゼーション措置の拡大

データローカライゼーション措置の拡大・強化

【「明示的な (explicit)」データローカライゼーション措置】

- 2023年初頭までに40か国で96の「明示的な」措置（うち半数以上が2015年以降に出現）
- 現在では3分の2以上がデータの越境移転制限を伴うもの



Chiara Del Giovane, Janos Ferencz and Javier López-González, *The Nature, Evolution and Potential Implications of Data Localisation Measures*, OECD Trade Policy Paper, No. 278, OECD Publishing, Paris (2023).



データローカライゼーション措置の「代表」

【中国データ3法とGDPR】

- 「明示的な (explicit)」データローカライゼーション措置の「代表」: **中国データ3法**
サイバーセキュリティ法 (Cybersecurity Law) (CSL)
データセキュリティ法 (Data Security Law) (DSL)
個人情報保護法 (Personal Information Protection Law) (PIPL)
- 「事実上の (de facto)」データローカライゼーション措置の「代表」: **GDPR**
General Data Protection Regulation (欧州一般データ保護規則)

(参考)

「明示的な」措置と「事実上の」措置の合計

2017年: 35か国 (67措置) → 2021年: 62か国 (144措置)

データローカライゼーション措置の弊害

【多くの先行研究が指摘】

- 「データの自由な流通」(free flow of data)を妨げ、経済的なロスを生じさせる
(例えば、サーバを各国に設置しなければならないなど)
- インターネットを小規模分断化し(balkanize)、インターネットの遅延・非効率・コスト増加などをもたらす
- グローバルなデータセットを断片化し、AI技術の開発と精度に悪影響を及ぼす



諸外国におけるデータローカライゼーション措置を抑制する必要がある

Anupam Chander and Uyen P. Le, *Data Nationalism*, 64 Emory L. J. 677 (2015)

Erica Fraser, *Data Localisation and the Balkanisation of the Internet*, 13:3 SCRIPTed 359, 362 (2016)

Neha Mishra, *International Trade Law Meets Data Ethics: A Brave New World*, 53 N.Y.U.J. Int'l L. & Pol. 303, 332 (2021)



データローカライゼーション措置と米国ディスカバリの「衝突」

米国ディスカバリの越境的適用拡大の機序

(IT化以前) 国際的な商取引等の拡大(人や物の国境を越えた往来の拡大)

【米国裁判例】

米国内に存在する者が米国外に文書等を保有している(“possession, custody or control”)と認められれば、当該文書等に米国ディスカバリを越境的に適用



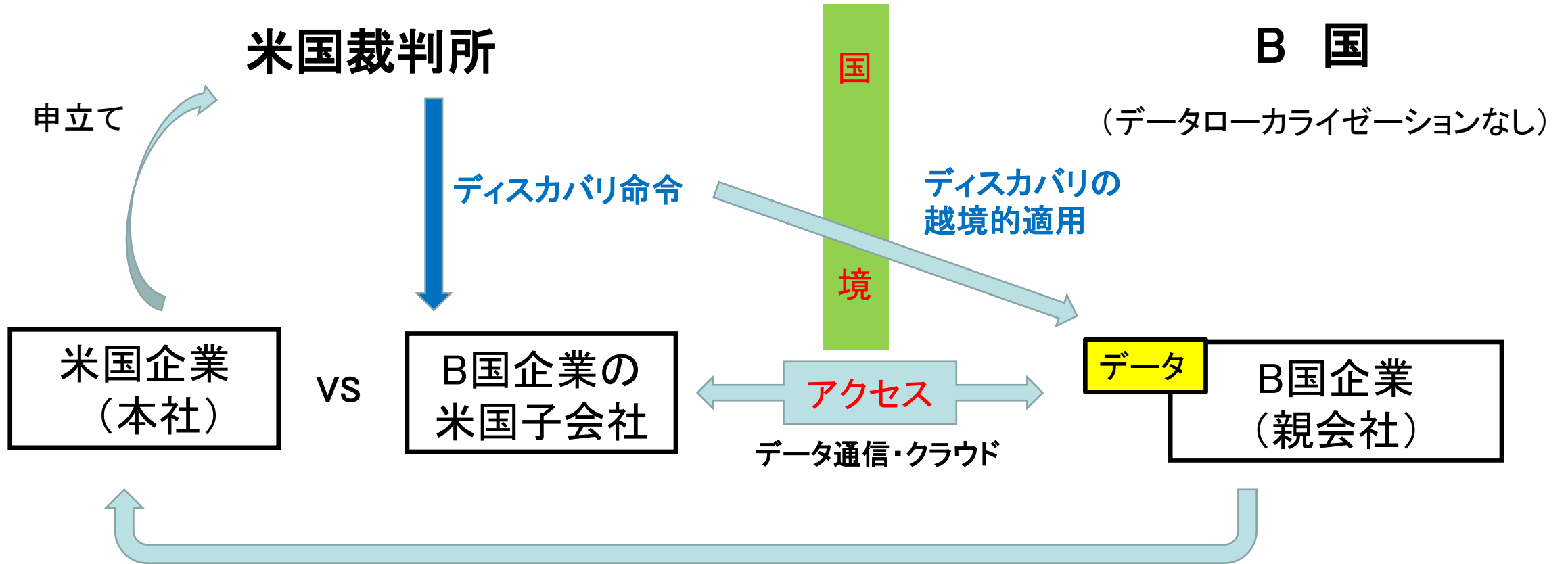
情報通信技術(ICT)の発展

➤ 米国外の情報(データ)に米国内からアクセス可能になる

【米国裁判例】

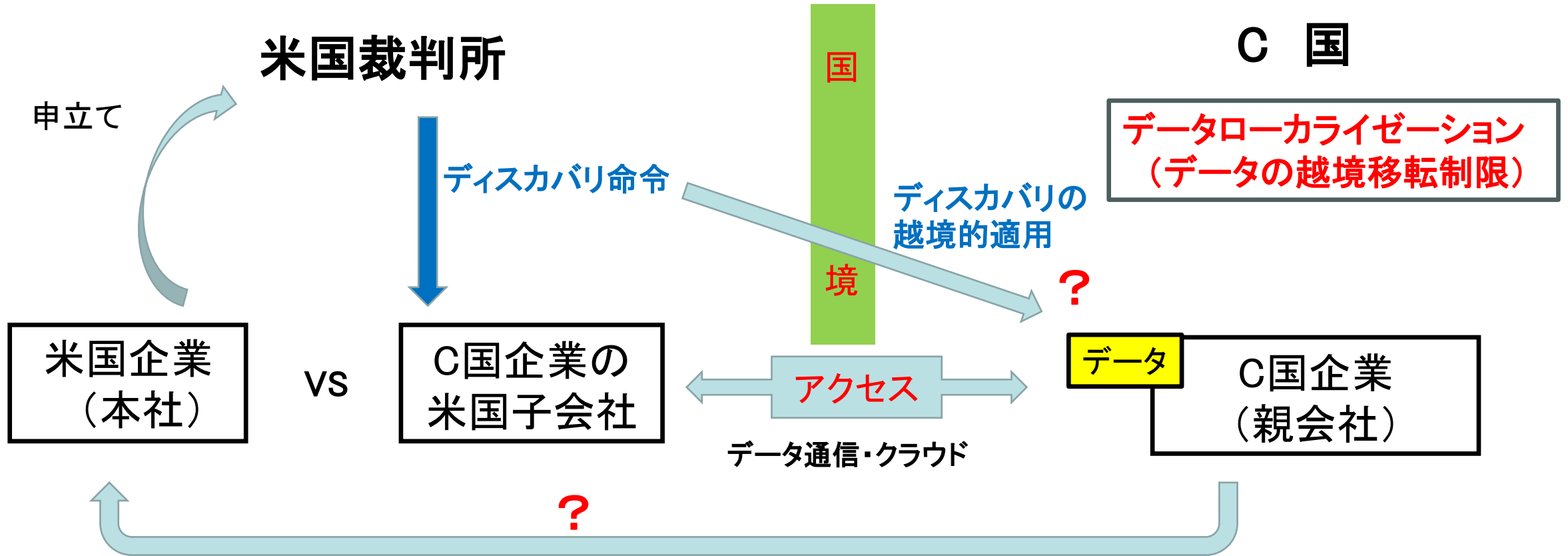
米国内に存在する者がアクセス可能な(=保有している)米国外の情報(データ)については、米国ディスカバリを越境的に適用することができる

米国訴訟におけるディスカバリの越境的適用



データの提供(開示):米国子会社を介して親会社のデータが米国企業へ

米国ディスカバリとデータローカライゼーションの「衝突」



データの提供 (開示): 米国子会社はディスカバリに応じるかC国法に従うか?

By H, KATAOKA

米国ディスカバリの問題点

【米国ディスカバリの問題点 → 越境的適用により他国にも問題が広がる】

★重要情報流出のリスク

- 対象が広範囲で、企業秘密等の重要情報が開示の対象になり得る
- Fishing expedition(証拠漁り)に利用されるおそれがある

★コストや手間の問題

- eディスカバリはコストがかかる(約1,200万ドルと見積られた事例もある)

★厳しいサンクションによる強制(第三者ディスカバリでもサンクションがあり得る)

★裁判所の裁量権が大きい

- 結果の予測が困難、異議申立ては裁判所の裁量権の濫用を立証する必要

(参考)

米国ディスカバリの越境的適用の問題点につき、例えば、片岡弘「米国ディスカバリの日本訴訟への越境的適用と国際的証拠収集のための情報法制上の対応の必要性」情報法制研究第15号94-104頁(2024年)



「アエロスパシアル裁判の論理」と国際礼讓分析 (comity analysis)

アエロスパシアル裁判(1987年米国連邦最高裁判所)

Société Nationale Industrielle Aérospatiale v. U.S. District Court for S. Dist. of Iowa, 482 U.S. 522 (U.S., June 15, 1987)

- フランスが米国ディスカバリの越境的適用を阻止するブロッキング法を制定した
- 米国連邦最高裁判所は、
「米国裁判所は、その管轄下にある者に対して証拠の提供を命じる権限を有しており、たとえその提供行為が他国の法律に違反することになろうとも、当該法律によって米国裁判所の権限が奪われることはない。」
と判示し、他国の法律によって米国ディスカバリの適用を否定することはできないとした(「アエロスパシアル裁判の論理」)
- 米国ディスカバリが他国の法律と「衝突」する場合には、「国際礼讓分析」(comity analysis)を実施する(米国の利益と他国の利益の比較衡量など)

GDPRと米国ディスカバリの越境的適用(米国裁判例)

In re Mercedes-Benz Emissions Litig., 2020 U.S. Dist. LEXIS 15967 (D.N.J., Jan. 30, 2020) など
(ディーゼル車の排出ガスに関連する消費者クラスアクション)

【連邦地方裁判所の判断】

「アエロスパシアル裁判の論理」

- 他国の法律(GDPR)によって米国裁判所の権限(ディスカバリ命令権)は否定されない

国際礼让分析(comity analysis)

- 米国の利益(米国の消費者保護)がEUの利益(個人情報保護)を上回る



EU居住者の個人情報について、米国ディスカバリの越境的適用を命ずる

中国データ3法と米国ディスカバリの越境的適用(米国裁判例)

Motorola Sols., Inc. v. Hytera Commc'ns Corp., 2023 U.S. Dist. LEXIS 161194 (N.D. Ill., Sep. 12, 2023)
(米国特許権侵害訴訟) など

【連邦地方裁判所の判断】

「アエロスパシアル裁判の論理」

- 他国の法律(中国データ3法)によって米国裁判所の権限(ディスカバリ命令権)は否定されない

国際礼讓分析(comity analysis)

- 米国の利益(米国の特許保護)が中国の利益(国民を法律に従わせる利益)を上回る



中国で保存されているデータについて、米国ディスカバリの越境的適用を命ずる

「衝突」の不存在認定（国際礼让分析の回避）（米国裁判例）

【中国関係における米国裁判所の別の論理】

「衝突」の不存在認定（中国法は米国ディスカバリと「衝突」していないとするもの）

Philips Med. Sys. (Cleveland), Inc. v. Buan, 2022 U.S. Dist. LEXIS 35635 (N.D. Ill., Mar. 1, 2022) など

- 中国法（DSL36条後段及びPIPL41条後段）は、中国国内で保存されているデータや個人情報について、「主管当局の許可を得ずに、他国の司法機関又は法執行機関に提供してはならない」旨を定めている
- それらの規定で禁止されているのは、他国の司法機関等の求めに応じて情報を提供することであるが、米国ディスカバリは訴訟当事者の間で情報をやり取りするものであり、司法機関等に情報を提供するものではない
- 中国法とは「衝突」していないので、国際礼让分析は不要である



中国で保存されているデータについて、米国ディスカバリの越境的適用を命ずる



米国ディスカバリの越境的適用に対する他国の対抗措置(最近)

中国DSL36条後段及びPIPL41条後段(2021年)

- 中国国内で保存されているデータや個人情報について、「主管当局の許可を得ずに、他国の司法機関又は法執行機関に提供してはならない」旨を規定

フランスにおけるブロッキング法改正(2022年)

- 外国機関から情報や文書の請求を受けた企業におけるフランス政府への報告義務を明確にするとともに、フランスの関係機関による支援の強化について規定

ドイツにおける国内法(ハーグ証拠条約実施法)の改正(2022年)

- ドイツ国内で米国ディスカバリに応じる要件について規定するとともに、訴訟当事者以外の第三者が保有しているドキュメントについては米国ディスカバリには応じないとするなど、従来のドイツ国内の民事訴訟手続にはなかった証拠収集制限措置



米国ディスカバリの越境的適用を合理的範囲に制限する必要がある



国際フォーラムでの日本の役割



データの越境流通に関する国際フォーラム

WTO電子商取引共同声明イニシャティブ(JSI: Joint Statement Initiative)

- WTO加盟の有志(91の国・地域)で進める電子商取引に関する貿易ルールを作るための交渉で、日本、オーストラリア及びシンガポールが共同議長国
- 共同議長国が「電子商取引に関する協定に係る安定化したテキスト」を示す(2024年7月)(ただし、主要国の間で対立のある重要論点については先送り)
- 米国は、JSIでの議論について、安全保障例外についての米国の意見が反映されていないなどとして、不支持を表明

RTA(地域貿易協定)(外務省は「経済連携協定」という用語を使用)

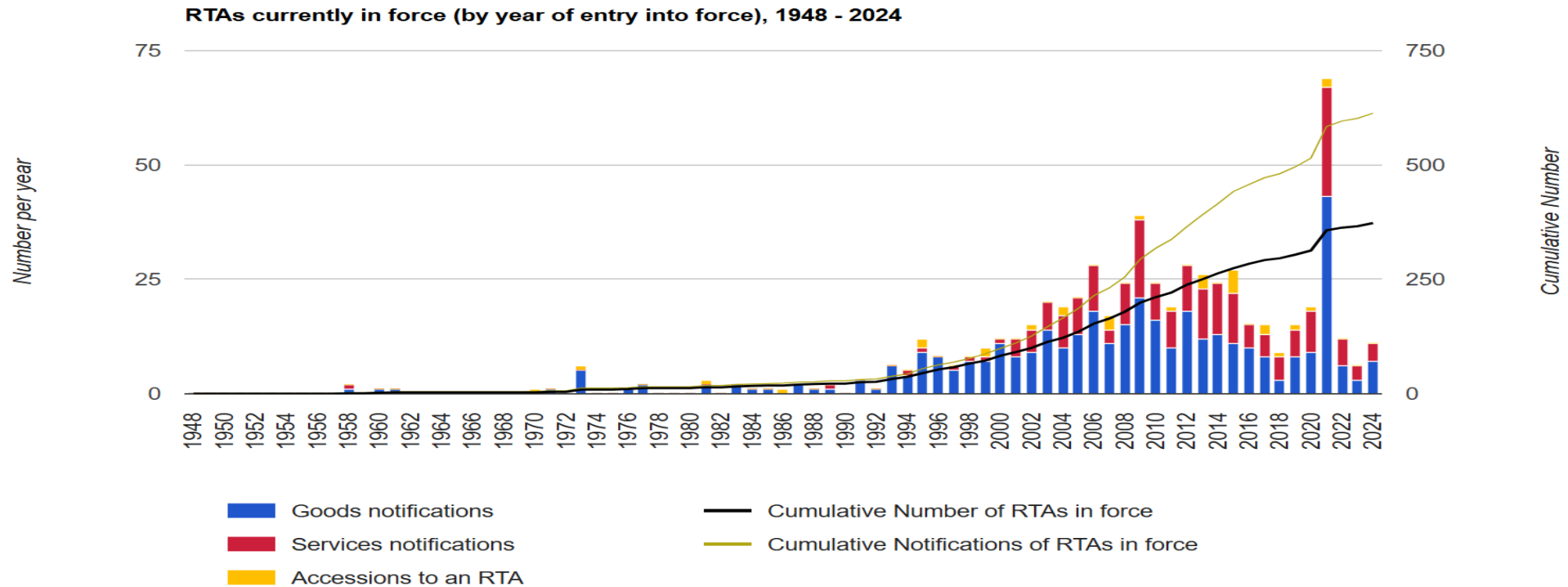
- WTOでの議論が難航する中で、データの越境流通に関する議論の中心になる
- 締結されたRTAの数が多く、相互に内容が異なっているので、調整が困難



各国の歩み寄りが必要

RTA (Regional Trade Agreement: 地域貿易協定)

発効済みのRTA(地域貿易協定)は373あり、そのうち112で電子商取引に関する規定が設けられている。



<https://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx> (2024年10月29日検索)



日本の役割

【日本の役割】

- 日本は、DFFT (Data Free Flow with Trust) の提唱者
- 日本は、WTO電子商取引共同声明イニシャティブ (JSI) の共同議長国



日本は、データの越境流通に関する国際的コンセンサスの成立を目指す役割

(参考: DFFT)

日本は、2019年1月の世界経済フォーラム年次総会 (いわゆるダボス会議) においてDFFTを提唱
DFFTは、「プライバシーやセキュリティ、知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指すというコンセプト」であると説明されている (デジタル庁ホームページ「政策」: 「DFFT」)

データの越境流通についての主要国のスタンスの違いと日本

【米国】自由なデータ流通
(free flow of data)の促進



日米デジタル貿易協定
(米国モデル)

【EU】個人情報保護を
基本権として重視



日EU・EPA(2024年7月
改正)(EUモデル)

【中国】各種データの国家
による管理を重視



RCEP協定(日中も参加)
(中国モデル)

日本: DFFTの提唱者及びJSIの共同議長国

- 米国がTPP協定から脱退した後、CPTPP協定の発効に中心的役割を果たす
- データの越境流通に関する各国の間の意見を調整する役割
- しかし、米国、EU、中国との間で、モデル(規定内容)の異なる経済連携協定を締結



自らのスタンスを明らかにする必要 = 「日本モデル」を示す必要



「日本モデル」の方向性



基本的スタンス

【基本的スタンス】

- WTO加盟国にとって受け入れやすい簡明な基本原則を示す
- 基本原則の実効性を確保する枠組みを示して、各国の信頼を得る

(データの越境流通への規制による弊害を除去するため、各国の歩み寄りを図る)

- 諸外国におけるデータローカライゼーション措置を抑制
- 米国ディスカバリの越境的適用やガバメントアクセスを合理的範囲に制限
- (日本国内においても、国境を越える情報(証拠)収集の円滑化のための国際協力実現に向けて、情報法制面での整備を進め、米国ディスカバリの越境的適用に代わり得る迅速かつ簡便で実効性のある手続を構築する)



簡明な基本原則

データ越境移転制限禁止条項及びコンピュータ設備等要求禁止条項

(日米デジタル貿易協定、日EU・EPA、RCEP協定のいずれでも規定)

データ越境移転制限禁止条項

- 事業(ビジネス)のためのデータの越境移転に対する制限を禁止する条項

コンピュータ設備等要求禁止条項

- 自国での事業遂行の条件としてコンピュータ関連設備の自国内での設置や利用を要求することを禁止する条項(データローカライゼーション措置の禁止)



これらの条項を「**日本モデル**」の中心に据える
(ただし、主要国はそれぞれの「例外」を主張)



各国の歩み寄り

データの越境流通に関する主要国のスタンスが異なる = 各国の歩み寄りの必要性



データ越境移転制限禁止条項やコンピュータ設備等要求禁止条項を規定する案を示すだけでは不十分



「日本モデル」の内容？

「リスクベースアプローチ」や「データ最小化原則」を基本原則に取り入れることにより、各国の歩み寄りを図る

- ① リスクベースアプローチの例：(日米デジタル貿易協定15条4項)「…国境を越える流通に対する制限が当該流通によりもたらされる危険性との関係で必要であり、かつ、当該危険性に比例したものであること…」→ GDPRによる規制やデータローカライゼーション措置を抑制
- ② データ最小化原則の例：(GDPR 5条1項(c)) (収集・処理の対象となるデータが)「取り扱われる目的の必要性に照らして、適切であり、関連性があり、最小限のものでなければならない。」
→ 米国ディスクバリの越境的適用やガバメントアクセスを合理的範囲に制限

基本原則の実効性の確保

安全保障の名目による無制約な例外措置の実施などを認めず、基本原則についての例外の適用を限定するとともに、有効な紛争解決手続を整備するなど、基本原則の実効性を確保するための枠組みを構築する必要がある

(現状)

- データ越境移転制限禁止条項やコンピュータ設備等要求禁止条項の例外として、「公共政策の正当な目的」や安全保障例外が規定されている(RCEP協定12.14条3項及び12.15条3項など)
- 米国や中国は、安全保障例外について、例外措置実施国に自己完結的な決定権を認めるべきであると主張

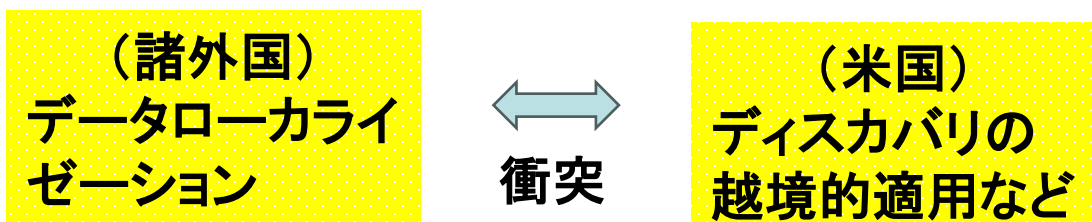
(参考)

RCEP協定12.14条3項(b) 及び12.15条3項(b)では、「締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置」が例外として規定され、「他の締約国は当該措置については、争ってはならない」とされている。また、日米デジタル貿易協定4条に規定された安全保障例外については、その規定振りから、紛争解決手続で争うことができないと解されている。

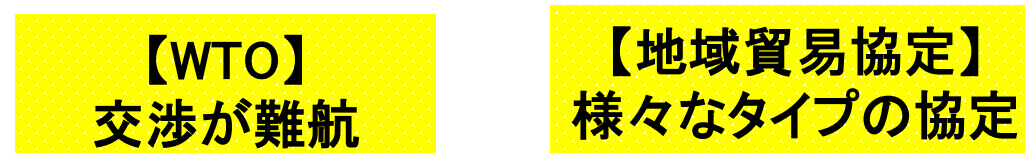


まとめ(俯瞰)

司法手続(越境的証拠収集)など



国際フォーラム(データの越境流通交渉)



禁止・抑制

合理的範囲に制限

【日本の役割】
DFFTの提唱者・JSIの共同議長国

各国の歩み寄り

日本モデル(簡明な基本原則・実効性の確保)

働きかけ

国際的コンセンサスの成立

ご清聴ありがとうございました